

特別養護老人ホーム吉井川荘（ユニット型）（空床利用型）短期入所生活介護事業及び介護予防短期入所生活介護事業運営規程

平成27年5月25日
組 合 訓 令 第 8 号

改正 平成30年8月7日組合訓令第18号 令和元年6月3日組合訓令第23号
令和2年1月7日組合訓令第26号 令和3年4月5日組合訓令第31号
令和3年8月4日組合訓令第37号 令和3年9月3日組合訓令第40号

第1章 総則

（趣旨）

第1条 特別養護老人ホーム吉井川荘（ユニット型）における管理運営に関しては条例、規則によるが、介護保険施行に伴う短期入所生活介護事業及び介護予防短期入所生活介護事業（以下「短期入所事業」という。）の運営については、この規程による。

（目的）

第2条 短期入所事業は、高齢者等が身体的、精神的に著しく日常生活に制限があり常に介護を行っている家族が、疾病等又は社会的に特別な理由により介護が困難となった場合に、当該高齢者等を一時的に特別養護老人ホームに入所し、介護することを目的とする。

第2章 運営

（運営方針）

第3条 短期入所事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。

（対象者）

第4条 この事業の対象となる者は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第27条の規定により、要介護認定を受けている者又は要支援の者とする。ただし、次に掲げる各号に該当する者は、この事業の対象とはならない。

- (1) 伝染病疾患を有し、他の者に伝染させるおそれのある者
- (2) 精神障害があり、明らかに専用の施設入所が適当と思われる者
- (3) 疾病等により、医療機関で治療が必要と思われる者
- (4) 近親者に介護ができる者がある者

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 当該施設に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、利用者の処遇上必要と認めるときは、職種の定数を上回る職員を置き、又は一部職種については兼任又は兼務することができる。

- (1) 管理者（荘長） 1人
施設業務の総括及び職員の指揮監督等
- (2) 事務員 1人以上
庶務、会計事務等
- (3) 生活相談員 1人
利用者及び家族の生活相談及び介護保険請求事務

(4) 介護支援専門員 1人

利用者に対して、適切な施設介護サービス計画の作成及び支援

(5) 介護職員 7人以上

利用者の心身の状況等を把握し適切な介護を行う

(6) 看護職員 1人以上

医師の診察医療補助及び利用者の看護及び相談

(7) 管理栄養士 1人

栄養計画及び評価、栄養記録等

(8) 医師（嘱託医師）1人以上

利用者の診察、健康管理及び医学的相談等

(9) 機能訓練指導員 1人以上

利用者の機能回復訓練等

(10) その他職員 2人以上

洗濯、清掃、環境整備及び管理宿直

(定員)

第6条 短期入所事業の定員は特別養護老人ホーム吉井川荘（ユニット型）の定員20名以内の空床数とする。

(業務内容)

第7条 短期入所事業の業務は次のとおりとする。

利用者の心身の状況に応じて作成される居宅サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能回復訓練、健康管理及び療養上の世話を提供する。また栄養管理、栄養マネジメント等の栄養状態の管理とする。

2 サービスの提供を行う場合は、事前に施設介護サービス計画等に関する重要事項等を記した契約書等を交付説明し、利用者及び家族の同意を得るものとする。

(利用料及びその他の費用の額)

第8条 利用料は別表1及び別表2のとおりとする。

2 その他の費用の額は、施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活において通常必要とされるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用は利用者の全額自己負担とする。

(1) 日常生活上必要となる諸費用

日常生活用品の購入代行（申込先：生活相談員）

利用者及びご家族が自ら購入が困難である場合は、購入代行サービスの実施

(2) 理美容費用

3 前項の費用の額に係わるサービスの提供にあたっては、利用者が希望したものを施設が提供する場合、利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、同意を得るものとする。

(送迎の実施)

第9条 通常の送迎の範囲は次のとおりとする。

(1) 赤磐市の区域内

(2) 美咲町の区域内

(3) 前号各号に加え、荘長が特に必要と認める者。

2 送迎は有料とし、料金は介護保険法に定める額とする。

(施設利用にあたっての留意事項)

第10条 この事業により、施設を利用しようとする者は、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 利用者は、みだりに施設内の秩序を乱すような行為を行わないこと。
- (2) 来訪者は、面会時間を遵守し、その都度職員に申し出ること。
- (3) 施設内の居室や設備・器具は、本来の用法に従って利用すること。
- (4) 喫煙は決められた場所以外ではしないこと。飲酒は可能であること。
- (5) 騒音等他の利用者の迷惑になるような行為及びむやみに他の利用者の居室等に立ち入るなどの、施設内の秩序を乱すような行為を行わないこと。
- (6) 宗教活動・政治活動及びペットの持ち込み・飼育はしないこと。
- (7) 入所中は、職員の指示を守ること。

2 利用者は、施設・設備を利用する上で、故意に損害を与えた場合は損害額の賠償を行うものとする。
(非常災害対策)

第11条 災害発生の恐れがあるときは、施設内の巡視を厳重にし、全職員が一体となって災害の未然防止に努めなければならない。

- 2 災害等により入所に事故が発生した場合、荘長は速やかに適切な措置をとるとともに、直ちに管理者及び利用者の家族等に連絡しなければならない。
- 3 火災発生予防のため、消防計画に基づき、常に火災発生の源となる機械器具の厳重な点検及び避難・救出、その他必要な訓練を行い、その発生を未然に防止するとともに、入所者の安全確保の体制に万全を期するものとする。

(虐待防止に向けた体制等)

第12条 管理者は、虐待防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- (2) 施設では、虐待防止委員会を設ける。その責任者は管理者とする。
- (3) 虐待防止委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。
- (4) 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。(6月及び12月実施)
- (5) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等の関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(緊急時等の対応)

第13条 職員は、事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力病院に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第14条 施設は、利用者に対する入所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の身元引受人等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録するものとする。
- 3 施設は、利用者に対する入所介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 この規程に定めるもののほか、この規程に関して必要な事項は管理者の承認を得て荘長が定めるものとする。

附 則(平成27年5月25日組合訓令第8号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年8月7日組合訓令第18号)

この規程は、公布の日から施行し、平成30年8月1日から適用する。

附 則(令和元年6月3日組合訓令第23号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年1月7日組合訓令第26号)

この規程は、公布の日から施行し、令和2年1月1日から適用する。

附 則(令和3年4月5日組合訓令第31号)

この規程は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則(令和3年8月4日組合訓令第37号)

この規程は、公布の日から施行し、令和3年8月1日から適用する。

附 則(令和3年9月3日組合訓令第40号)

この規程は、公布の日から施行し、令和3年8月1日から適用する。

別表 1

介護保険給付サービス

施設の利用料

厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額の 1 割及び 2 割または 3 割。

(単位：円)

負担割合	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1 割	523	649	696	764	838	908	976
2 割	1,046	1,298	1,392	1,528	1,676	1,816	1,952
3 割	1,569	1,947	2,088	2,292	2,514	2,724	2,928

別表 2

食費及び居住費

厚生労働大臣が定める基準費用額（第 1 段階～第 3 段階②、負担限度額の適用がある者はその金額）とし、食費実費負担となる者（第 4 段階）については施設が定める額（1,680 円）とする。

(単位：円)

	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	第 4 段階
個 室	820	820	1,310	1,310	2,006
食 費	300	390	650	1,360	1,680